

～ 資 料 編 ～

1 富山県男女共同参画推進員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県男女共同参画推進条例（平成13年富山県条例第4号）第15条に規定する富山県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の制度に関し必要な事項を定め、推進員の主体的な活動を通じて、「富山県民男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という。）がめざす男女共同参画の推進に資することを目的とする。

(役割)

第2条 推進員に期待する役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関する啓発普及を図ること。
- (2) 男女がともに協力して実施する地域活動を推進し、社会活動への参画意識を高揚すること。
- (3) 男女共同参画に関する行政施策の推進等に協力すること。
- (4) 男女平等にかかわる各種の相談等に対して専門機関等を紹介すること。

(各種関係団体等との連携)

第3条 推進員は、地域における各種関係団体等と緊密な連携をとり、活動するものとする。

(配置)

第4条 推進員は、原則として別表の区域を単位として配置する。

(依頼)

第5条 推進員は、広く地域の実情に通じ、男女共同参画計画の推進に関して熱意と奉仕的精神を有する者の中から、市町村長の推せんにより知事が依頼する。

(依頼の期間)

第6条 推進員を依頼する期間は、2年間とする。ただし、同期間は、前条の依頼する日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。

(欠員)

第7条 推進員が死亡した場合には、知事は、新たな推進員を依頼することができる。

2 推進員の転居等により、その地域の活動に重大な支障が生じる場合は、知事は、当該推進員の申請により、その依頼を解き、新たな推進員を依頼することができる。

3 前2項の場合において、新たな推進員の依頼期間は、前の推進員の残存依頼期間とする。

(秘密の保持等)

第8条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らさないものとする。

2 推進員は、その地位を営利又は政治目的のために利用しないものとする。

(研修)

第9条 県は、推進員として必要な知識の醸成とその資質の向上を図るため、研修会を開催する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

市町村名	区 域 名
富山市	総曲輪地区 愛宕地区 安野屋地区 八人町地区 五番町地区 柳町地区 清水町地区 星井町地区 西田地方地区 堀川地区 堀川南地区 光陽地区 東部地区 奥田地区 奥田北地区 桜谷地区 五福地区 神明地区 岩瀬地区 萩浦地区 大広田地区 浜黒崎地区 針原地区 豊田地区 広田地区 新庄地区 新庄北地区 藤ノ木地区 山室地区 山室中部地区 太田地区 蜷川地区 新保地区 熊野地区 月岡地区 四方地区 八幡地区 草島地区 倉垣地区 呉羽地区 長岡地区 寒江地区 古沢地区 老田地区 池多地区 水橋中部地区 水橋西部地区 水橋東部地区 三郷地区 上条地区 下夕地区 小羽地区 船峯地区 大沢野地区 大久保地区 上滝地区 小見地区 大庄地区 福沢地区 八尾地区 卯花地区 室牧地区 野積地区 仁歩・大長谷地区 保内地区 杉原地区 黒瀬谷地区 速星地区 鶴坂地区 朝日地区 宮川地区 婦中熊野地区 古里地区 音川地区 神保地区 山田地区 細入北部地区 細入南部地区
高岡市	高陵校区 横田校区 川原校区 西条校区 博労校区 南条校区 木津校区 成美校区 能町校区 万葉校区 下関校区 二塚校区 野村校区 伏木校区 古府校区 太田校区 国吉校区 牧野校区 五位校区 千鳥丘校区 戸出東部校区 戸出西部校区 中田校区 福岡校区
射水市	放生津地区 新湊地区 中伏木地区 塚原地区 作道地区 片口地区 堀岡地区 本江地区 海老江地区 七美地区 三ヶ地区 戸破地区 橋下条地区 金山地区 大江地区 黒河地区 池多地区 太閤山地区 中太閤山地区 南太閤山地区 大門地区 水戸田地区 二口地区 浅井地区 櫛田地区 大島地区 下地区
魚津市	大町地区 村木地区 下中島地区 上中島地区 松倉地区 上野方地区 本江地区 片貝地区 加積地区 道下地区 経田地区 天神地区 西布施地区
氷見市	朝日丘地区 東地区 加納地区 稲積地区 窪地区 宮田地区 十二町地区 布勢地区 神代地区 仏生寺地区 上庄地区 熊無地区 速川地区 久目地区 余川地区 碁石地区 八代地区 阿尾地区 藪田地区 宇波地区 女良地区
滑川市	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 北加積地区 東加積地区 中加積地区 山加積地区 西加積地区
黒部市	生地地区 石田地区 田家地区 村椿地区 大布施地区 三日市地区 前沢地区 荻生地区 若栗地区 東布施地区 宇奈月地区 音沢地区 内山地区 愛本地区 下立地区 浦山地区
砺波市	出町地区 庄下地区 中野地区 五鹿屋地区 東野尻地区 鷹栖地区 若林地区 林地区 高波地区 油田地区 南般若地区 柳瀬地区 太田地区 般若地区 東般若地区 梅檀野地区 梅檀山地区 東山見地区 青島地区 雄神地区 種田地区
小矢部市	石動1区 石動2区 石動3区 石動4区 石動5区 南谷地区 埴生地区 松沢地区 正得地区 荒川地区 子撫地区 宮島地区 北蟹谷地区 若林地区 津沢地区 水島地区 藪波地区 東蟹谷地区
南砺市	城端地区 南山田地区 大鋸屋地区 叢谷地区 北野地区 平地区 上平地区 利賀地区 井口地区 井波地区 南山見地区 山野地区 井波高瀬地区 福野中部地区 福野北部地区 福野東部地区 福野高瀬地区 福野南部地区 福野西部地区 福野安居地区 福光地区 石黒地区 広瀬地区 広瀬館地区 西太美地区 太美山地区 東太美地区 山田地区 北山田地区 吉江地区 南蟹谷地区
舟橋村	舟橋地区
上市町	上市地区 音杉地区 弓庄地区 南加積地区 山加積地区 白萩西部地区 宮川地区 柿沢・大岩地区 相ノ木地区
立山町	五百石地区 下段地区 高野地区 大森地区 利田地区 日中上野地区 新瀬戸地区 谷口地区 釜ヶ淵地区 岩峯地区 千垣地区 芦峯地区 新川地区 東峯地区
入善町	入善地区 上原地区 青木地区 飯野地区 小摺戸地区 新屋地区 櫛山地区 横山地区 舟見地区 野中地区
朝日町	境地区 宮崎地区 笹川地区 泊地区 五箇庄地区 南保地区 山崎地区 大家庄地区

2 主要な相談窓口及び施設一覧

主な相談機関には次のようなものがありますので、地域の皆さんからの相談などがあったときは、それぞれ適切な機関（施設）を紹介してください。

なお、どこを紹介してよいかわからないときは、県女性活躍推進課へお問合せください。

相談内容	機関（施設）名	所在地	電話番号
男女共同参画に関する問合せ （紹介先や連絡先がわからない時）	県知事政策局 女性活躍推進課	富山市新総曲輪1-7 (県庁内)	076(444)3257
各種講座の受講、男女共同参画施策についての意見要望、女性・男性の生き方相談	県民共生センタ // 相談コーナー (サンフォルテ相談室)	富山市湊入船町6-7	076(432)4500 076(432)6611
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についての相談	各相談窓口(別表1参照)		
性暴力被害の相談	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま		076(471)7879
犯罪の被害に遭われた女性の悩み事	女性被害110番 (富山県警察本部)	富山市新総曲輪1-7 (県警察本部内)	0120(72)8730
ストーカー被害の相談	ストーカー相談電話 (富山県警察本部)	富山市新総曲輪1-7 (県警察本部内)	0120(13)1104
人権相談 ・女性人権相談 ・子ども人権相談	富山地方法務局 ・女性の人権ホットライン ・子どもの人権110番	富山市牛島新町11-7	076(441)0550 0570(070)810 0120(007)110
県政一般についての問合せ	県民相談室 高岡地方県民相談室 魚津地方県民相談室 砺波地方県民相談室	富山市新総曲輪1-7 (県庁内) 高岡市赤祖父211 魚津市新宿10-7 砺波市幸町1-7	076(431)3131 県民相談電話 076(444)3300 県民相談FAX 0766(26)8400 0765(22)9100 0763(32)8100

相談内容	機関（施設）名	所在地	電話番号
ボランティア活動についての問い合わせ	富山県民ボランティア総合支援センター	富山市安住町5-21	076(432)2987
	富山県社会福祉協議会 （富山県ボランティアセンター内） 各市町村社会福祉協議会	富山市安住町5-21	076(432)2958
県や市町村が行っている女性教育に関する問い合わせ	県教育委員会生涯学習・文化財室 各市町村女性教育担当窓口	富山市新総曲輪1-7 (県庁内)	076(444)3434
職業の照会、求人、失業給付を受けたい時	公共職業安定所等 (別表2参照)		
パートタイム雇用に関する問い合わせ	ハローワーク高岡 マザーズコーナー	高岡市向野町3-43-4	0766(21)1515
パートタイム労働に関する総合的な相談	富山労働局雇用環境・均等室	富山市神通本通1-5-5	076(432)2740
職業に必要な技能の職業研修を受けたいとき	公共職業能力開発校 (別表3参照)		
就業や起業、NPOの設立、キャリアアップなど、様々な分野へのチャレンジに関する総合的な相談	県民共生センターチャレンジ支援コーナー	富山市湊入船町6-7	076(432)0234
女性の労働問題に関する問い合わせ	富山労働局総合労働相談コーナー	富山市神通本町1-5-5	076(432)2740
	県商工労働部労働政策課 労働相談ダイヤル	富山市新総曲輪1-7 (県庁内)	076(444)9000
賃金、労働時間などの労働条件、労災補償についての相談	富山総合労働相談コーナー 労働基準監督署 (別表4参照)	富山市神通本町1-5-5	076(415)8733
女子労働者や家庭の主婦が日常の暮らしの中でより豊かな知識や技能を身につけたいとき	働く婦人の家 (別表5参照)		

相談内容	機関（施設）名	所在地	電話番号
職場におけるセクシュアル・ハラスメントや育児休業、介護休業に関する相談	富山労働局雇用環境・均等室	富山市神通本町1-5-5	076(432)2740
女性の不妊等、女性の心身の健康に関する相談	県不妊専門相談センター	富山市湊入船町6-7	076(482)3033
保育サービスなどについての問合せ	県厚生部こども家庭室子育て支援課 各市町村児童福祉担当課	富山市新総曲輪1-7 (県庁内)	076(444)3208
健康増進、疾病予防、母子健康等についての問合せ	各市町村厚生担当窓口 健康増進センター 厚生センター (別表6参照) 市町村保健センター (別表7参照)	富山市蜷川373	076(429)7575
母子（父子）家庭、寡婦、知的障害者の身上相談や生活保護についての相談	厚生センター (別表6参照) 民生・児童委員(各市町村ごとに任命されています。) 各市町村厚生担当窓口		
ストレスや精神疾患などの心の悩みについての相談	心の健康センター (こころの電話)	富山市蜷川459-1	076(428)0606
高齢者の医療、法律、年金、健康、介護、住宅などの相談	富山県高齢者総合相談センター(シルバー110番)	富山市安住町5-21	076(441)4110
厚生年金、国民年金及び健康保険の受給資格・手続きなどについての相談	富山年金事務所 高岡年金事務所 魚津年金事務所 砺波年金事務所 ねんきんダイヤル	富山市牛島新町7-1 高岡市中川園町11-20 魚津市本江1683-7 砺波市豊町2-2-12	076(441)3926 0766(21)4180 0765(24)5153 0763(33)1725 0570(05)1165
農業及び農家生活に関する技術・知識についての問合せ	県農林水産部農業技術課 農林振興センター (別表8参照)	富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル10階	076(444)3276
農山漁村の生活・技術研修についての問合せ	県農林水産部農業技術課	富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル10階	076(444)3276

相談内容	機関（施設）名	所在地	電話番号
商品やサービスについての、商品の選び方、購入方法、生活設計などの相談	県消費生活センター 消費生活相談 金融相談 消費生活センター高岡支所 消費生活・金融相談	富山市湊入船町6-7 高岡市御旅屋町101 御旅屋セリオ5階	076(432)9233 076(433)3252 0766(25)2777
交通事故の補償や示談についての相談	県交通事故相談所 (巡回相談に出ています。)	富山市諏訪川原1-3-22	076(444)4400
医療に関する苦情や相談	県厚生部医務課内 県医療安全相談センター	富山市新総曲輪1-7 (県庁内)	076(444)3100

別表1 DV相談窓口一覧

名 称	電 話	備 考
富山県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	076(465)6722 または#8008	電話:毎日8:30~22:00 来所:月~金曜日8:30~17:15 (祝日及び年末年始は休み) ※来所の前にお電話ください
富山市男女共同参画推進センター (DV相談専用)	076(433)2210	月~金曜日10:00~18:15 (祝日及び年末年始、CiCビル休館日は休み) ※面接相談は予約必要
高岡市男女平等推進センター相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	0766(20)1811	月・火・水・金曜日9:30~16:30 木曜日14:00~20:00(第4月曜日・年末年始は休み) ※面接相談は予約必要
射水市市民活躍・文化課	0766(51)6622	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
魚津市市民相談窓口	0765(23)1003	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
氷見市市民課相談窓口	0766(74)8019	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
滑川市教育委員会生涯学習課	076(475)2111(代表)	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
黒部市教育委員会生涯学習文化課	0765(54)2764	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
砺波市家庭児童相談室	0763(33)1120	月~金曜日8:30~17:00(祝日及び年末年始は休み)
小矢部市家庭児童相談室	0766(67)3450	月~金曜日9:00~17:00(祝日及び年末年始は休み)
南砺市こども家庭相談室 (スマイルなんと)	0763(23)2026	月~金曜日8:30~17:00(祝日及び年末年始は休み)
舟橋村総務課	076(464)1121(代表)	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
上市町教育委員会事務局	076(472)1111(代表)	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
立山町健康福祉課	076(462)9954	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
入善町保険福祉課	0765(72)1841	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
朝日町教育委員会事務局	0765(83)1100(代表)	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
女綱(なづな)ホットライン	076(491)1081	月曜日10:00~15:00 木曜日18:00~21:00(年末年始は休み) メール相談:naduna2000@gmail.com
とやま被害者支援センター	076(413)7830	月~金曜日10:00~16:00(祝日及び年末年始は休み) メール相談:sodan@toyama-shien.com
富山地方法務局 (女性の人権ホットライン)	0570(070)810	月~金曜日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)
県民共生センター (サンフォルテ相談室)	076(432)6611	火~土曜日9:00~16:00(祝日及び年末年始は休み)
警察(警察相談ダイヤル)	076(442)0110 または#9110	月~金曜日8:30~16:30(祝日及び年末年始は休み)

別表2 公共職業安定所等一覧

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
富山公共職業安定所	富山市奥田新町45	930-0857	076(431)8609
高岡公共職業安定所	高岡市向野町3-43-4	933-0902	0766(21)1515
魚津公共職業安定所	魚津市新金谷1-12-31 (魚津合同庁舎1階)	937-0801	0765(24)0365
砺波公共職業安定所	砺波市太郎丸1-2-5	939-1363	0763(32)2914
砺波公共職業安定所 小矢部出張所	小矢部市綾子5185	932-0833	0766(67)0310
滑川公共職業安定所	滑川市辰野11番地6	936-0024	076(475)0324
氷見公共職業安定所	氷見市朝日丘9-17	935-0023	0766(74)0445
ハローワーク富山マザーズコーナー	富山市湊入船町6-7 (県民共生センター2階)	930-0805	076(461)8617
ハローワーク高岡マザーズコーナー	高岡市向野町3-43-4	933-0902	0766(21)1515
射水市地域職業相談室	射水市布目1番地 (射水市役所布目庁舎別館1階)	934-0048	0766(82)1911

別表3 公共職業能力開発校一覧

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
県技術専門学院	富山市向新庄町1-14-48	930-0916	076(451)8802
県技術専門学院(新川センター)	黒部市三日市10	938-0031	0765(52)0251
県技術専門学院(砺波センター)	南砺市寺家301-1	939-1532	0763(22)3152
魚津地域職業訓練センター	魚津市天神野新147-1 新川学びの森天神山交流館内	937-0013	0765(31)7001
砺波まなび交流館	砺波市栄町717	939-1371	0763(33)1115
富山市職業訓練センター	富山市向新庄1-14-40	930-0916	076(451)7500

別表4 労働基準監督署一覧

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
富山労働基準監督署	富山市神通本町1-5-5 (富山労働総合庁舎2階)	930-0008	076(432)9537
高岡労働基準監督署	高岡市中川本町10-21 (高岡法務合同庁舎2階)	933-0046	0766(23)6481
魚津労働基準監督署	魚津市新金屋1-12-31 (魚津合同庁舎4階)	937-0801	0765(22)0579
砺波労働基準監督署	砺波市広上町5-3	939-1367	0763(32)3323

別表5 働く婦人の家一覧

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
氷見市働く婦人の家	氷見市川尻177	935-0044	0766(91)4109
滑川市働く婦人の家	滑川市田中新町129	936-0056	076(475)5780
黒部市働く婦人の家	黒部市三日市2890-1	938-0031	0765(54)1684
砺波まなび交流館	砺波市栄町717	939-1371	0763(33)1115
上市町働く婦人の家	上市町法音寺1	930-0353	076(473)0075
入善町広域働く婦人の家	入善町青木170-1	939-0643	0765(74)1089

別表6 厚生センター（保健所）一覧

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
富山市保健所	富山市蝮川459-1	939-8222	076(428)1155
富山県新川厚生センター 魚津支所	黒部市堀切新343 魚津市本江1397	938-0025 937-0805	0765(52)1224 0765(24)0359
富山県中部厚生センター	上市町横法音寺40	930-0355	076(472)1234
富山県高岡厚生センター 射水支所 氷見支所	高岡市赤祖父211 射水市戸破1875-1 氷見市幸町34-9	933-8523 939-0351 935-0021	0766(26)8413 0766(56)2666 0766(74)1780
富山県砺波厚生センター 小矢部支所	南砺市高儀147 小矢部市綾子5532	939-1506 932-0833	0763(22)3511 0766(67)1070

別表7 市町村保健センター一覧

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
富山市中央保健福祉センター	富山市星井町2-7-30	930-0065	076(422)1172
富山市南保健福祉センター	富山市蝸川459-1	939-8588	076(428)1156
富山市北保健福祉センター	富山市岩瀬文化町23-2	931-8353	076(426)0050
富山市大沢野保健福祉センター	富山市高内333	939-2293	076(467)5812
富山市大山行政サービスセンター	富山市上滝525	930-1392	076(483)1727
富山市八尾保健福祉センター	富山市八尾町福島200	939-2376	076(455)2474
富山市西保健福祉センター	富山市婦中町羽根1105-7	939-2603	076(469)0770
高岡市健康増進課	高岡市本丸町7-25	933-0045	0766(20)1345
魚津市健康センター	魚津市吉島1165	937-0041	0765(24)3999
氷見市市民部健康課	氷見市中央町12-21	935-0011	0766(74)8062
滑川市民健康センター	滑川市田中新町127	936-0056	076(475)8011
黒部市健康増進課	黒部市三日市1301	938-8555	0765(54)2411
砺波市健康センター	砺波市新富町1-61	939-1395	0763(32)7062
小矢部市民生部社会福祉課	小矢部市鷺島15	932-0821	0766(67)8601
南砺市健康課	南砺市北川166-1	932-0293	0763(23)2027
南砺市平市民センター	南砺市下梨2240	939-1997	0763(23)2040
射水市保健センター	射水市中村38	939-0241	0766(52)7070
舟橋村役場（生活環境課）	舟橋村仏生寺55	930-0295	076(464)1121
上市町福祉課	上市町湯上野1176	930-0361	076(472)1111
立山町保健センター	立山町前沢1169	930-0221	076(463)0618
入善町健康交流プラザ内保健センター	入善町健康交流プラザ内保健センター 入善町上野2793-1	939-0642	0765(72)0343
朝日町保健センター	朝日町荒川262-1	939-0746	0765(83)3309

別表8 農林振興センター

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
新川農林振興センター	黒部市荻生3200	938-0801	0765(52)0268
富山農林振興センター	富山市舟橋北町1-11	930-0096	076(444)4463
高岡農林振興センター	高岡市赤祖父211	933-0806	0766(26)8440
砺波農林振興センター	砺波市幸町1-7	939-1386	0763(32)8120

3 県・市町村等男女共同参画担当窓口一覧

市町村名	担当課(室)名	担当係名	郵便番号 住 所	電話番号 FAX番号
富 山 市	男女参画・市民協働課	男女共同参画係	〒930-8510 富山市新桜町7-38	076-443-2051 076-443-2176
	HPアドレス http://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danjyosankakusiminkyodo/danjyosankaku.html			
高 岡 市	男女平等・共同参画課	企 画 係	〒933-0023 高岡市末広町1-7 ウイング・ウイング高岡6F	0766-20-1812 0766-20-1815
	HPアドレス https://www.city.takaoka.toyama.jp/hisho/shise/gaiyo/soshiki/danjo/index.html			
射 水 市	市民活躍・文化課	市民活躍推進係	〒939-0294 射水市新開発410番地1	0766-51-6622 0766-51-6654
	HPアドレス https://www.city.imizu.toyama.jp/			
魚 津 市	女性活躍社会推進室	男女共同参画担当	〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1131 0765-23-1051
	HPアドレス https://www.city.uozu.toyama.jp/hp/svSecHP.aspx?seccd=A010206			
氷 見 市	地 域 振 興 課	地域協働担当	〒935-8686 氷見市鞆川1060	0766-74-8013 0766-74-8255
	HPアドレス http://www.city.himi.toyama.jp/			
滑 川 市	生涯学習課	振 興 係	〒936-8601 滑川市寺家町104	076-475-2111(代表) 076-475-9320
	HPアドレス http://www.city.namerikawa.toyama.jp/			
黒 部 市	企画情報課	婚活・男女参画係	〒938-8555 黒部市三日市1301	0765-54-2115 0765-54-4461
	HPアドレス http://www.city.kurobe.toyama.jp/			
砺 波 市	企画政策課	企画調整係	〒939-1398 砺波市栄町7-3	0763-33-1145 0763-33-5325
	HPアドレス http://www.city.tonami.toyama.jp/			
小 矢 部 市	定住支援課		〒932-8611 小矢部市本町1-1	0766-53-5835 0766-50-9177
	HPアドレス http://www.city.oyabe.toyama.jp/			
南 砺 市	南砺でくらしません課	女性活躍・婚活支援係	〒932-1692 南砺市荒木1550	0763-23-2037 0763-52-3680
	HPアドレス http://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/index.jsp			
舟 橋 村	総 務 課		〒930-0295 中新川郡舟橋村仏生寺55	076-464-1121(代表) 076-464-1066
	HPアドレス http://www.vill.funahashi.toyama.jp/			
上 市 町	教育委員会事務局	生涯学習班	〒930-0393 中新川郡上市町法音寺1	076-472-1111(代表) 076-473-2085
	HPアドレス http://www.town.kamiichi.toyama.jp/			
立 山 町	総 務 課	行 政 係	〒930-0292 立山町前沢2440	076-462-9965 076-463-1254
	HPアドレス http://www.town.tateyama.toyama.jp/			
入 善 町	教育委員会事務局	男女共同参画・文化係	〒939-0693 入善町入膳3255	0765-72-3858 0765-74-2790
	HPアドレス http://www.town.nyuzen.toyama.jp/			
朝 日 町	教育委員会事務局	生涯学習係	〒939-0793 朝日町道下1133	0765-83-1100(代表) 0765-83-1109
	HPアドレス https://www.town.asahi.toyama.jp/			
富 山 県	働き方改革・女性活躍 推進室女性活躍推進課	男女共同参画担当	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3257 076-444-3479
	HPアドレス https://www.pref.toyama.jp/			
富 山 県 民 共 生 セ ン タ ー			〒930-0805 富山市湊入船町6-7	076-432-4500 076-432-5525
HPアドレス			http://www.sunforte.or.jp/	
富 山 市 男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー			〒930-0002 富山市新富町1-2-3 CiCビル3F	076-433-1760 076-433-1761
HPアドレス			http://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danjyokiyodosankaku/kyodosankakusuishin.html	
高 岡 市 男 女 平 等 推 進 セ ン タ ー			〒933-0023 高岡市末広町1-7 ウイング・ウイング高岡6F	0766-20-1810 0766-20-1815
HPアドレス			http://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html	

4 キーワード

[あ]

*イクメン・イクボス

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。

イクボスとは、職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と育児や介護等を含む生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

富山県では、平成29年7月に男女がともに仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりを推進するため、県内企業等による「イクボス企業同盟とやま」を設立しました。

[か]

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、その年の年齢別出生率が今後とも変わらないと仮定した場合に、一人の女性が一生の間に生む平均子ども数をあらわします。

富山県は令和2年で1.44（全国1.33）となっており、県民希望出生率（県民の結婚や子育ての希望がなかった場合の出生率）1.9との間にギャップが生じています。

*固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

[さ]

*ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。

*ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出します。

*次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に成立・公布されました。この法律は、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、101人以上の労働者を雇用する事業主には、「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知が義務づけられ、100人以下の事業主には、同様の努力義務があるとされています。

富山県では、仕事と家庭が両立しやすい職場環境づくりを推進するため、「一般事業主行動計画」の策定の義務付け対象を県条例により、平成23年4月から51人以上100人以下の事業主に対し策定を義務付け、さらに平成29年4月から30人以上100人以下に拡大しました。

* 女子差別撤廃条約

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54年（1979年）の第34回国連総会で、130国の賛成を得て採択され、我が国は昭和60年（1985年）に批准しました。政治・経済・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めています。

* 女性活躍推進法

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要とされており、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成27年9月に公布されました。

令和元年6月にこの法律が改正され、①一般事業主行動計画を策定・公表し、労働局へ届出することの義務付けを従業員301人以上から101人以上の企業に拡大すること、②従業員301人以上の企業に、自社の女性活躍に関する情報公開をこれまでの1区分から2区分へ変更することとされました。①については令和4年4月、②については令和2年6月より施行されています。

富山県では、従業員101～300人企業を中心に社労士を派遣して計画の策定を支援しており、計画の策定率が上昇傾向にあります。

* 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないのですが、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の

実態をみると、特に女性に対する暴力について対応する必要があることから、政府を挙げた取り組みをおこなっています。

運動の実施期間は毎年11月12日から25日までの2週間となっており、富山県においても、国の実施期間に合わせ、「とやまパープルリボンキャンペーン」として啓発活動を実施しています。

* 性暴力被害ワンストップ支援センターとやま

行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、性暴力による被害を受けた方へ、被害直後から総合的な支援(医療的支援、相談・カウンセリング等心理的支援等)を提供することにより、被害者の心身の回復を図るため、平成30年3月に開設された相談窓口。

* セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。セクシュアル・ハラスメントには、上司から性的関係を強要され、応じない場合に配置転換や退職をうながされるなどの「対価型・地位利用型」と、不快な性的なからかいや冗談を言ったり、あるいはヌードカレンダーを提示するなど不快な職場環境を作る「環境型」があります。

[た]

* 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布、施行）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から定められた週間のことで、6月23日から6月29日までの1週間をいいます。

* 男女共同参画推進事業所

男女共同参画チーフ・オフィサーを設置し、女性人材の活用及びチャレンジ支援、仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進していただいている事業所として、富山県知事が認証した事業所。

* 男女共同参画チーフ・オフィサー

(CGEO=Chief Gender Equality Officer)

原則として富山県内にある事業所の役員またはそれと同等の役職にある方で、男女共同参画の推進に関して熱意を有する方の中から、1事業所につき1名、知事が委嘱するもの。チーフ・オフィサーには、事業所内における男女共同参画の推進や普及啓発などの役割が期待されています。

* ドメスティック・バイオレンス (DV)

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、身体的暴力のほか、精神的・経済的・性的な暴力等も含まれます。被害者は多くの場合女性であり、この問題は女性の人権を著しく侵害する社会的な問題であるとともに、男女の固定的役割分担意識、経済力の格差、男尊女卑意識の残存などわが国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題でもあり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

* デートDV

DVのなかでも、若い恋人間で起こるDV。

[ま]

* マザーズジョブとやま

平成31年4月にオープンし、働く意欲のある子育て中の女性や移住・転勤してきた女性などを対象に、女性が働きやすい求人情報や在宅ワーク、再就職に役立つセミナー等の情報を提供しています。

* マタニティハラスメント (マタハラ)

妊娠・出産、育児休業の取得等を理由とする解雇、雇止め、降格などの不利益取扱いのこと。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されていますが、近年、全国的にも相談件数が増加傾向にあります。

* 無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する団体の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定概念となっていく。

* 無償労働 (アンペイドワーク)

育児・介護を含めた家事労働や農林漁業、自営業の家族従事者の労働がこれに当たります。これらの労働の多くは、女性によって担われていますが、賃金や報酬を伴わず数量的に把握することが困難なことから、女性の果たしている役割が過小評価されるといった結果を生んでいます。

[ら]

* リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康、権利。安全で満足
のいく性生活を営みつつ、女性が自分の健康
や体について正確な知識を持ち、いつ、何人
の子どもを産むか、産まないか、安全な妊娠・
出産・子どもが健康に育つことなどを、性の
主体として自らが決定すること。また、その
ために必要な情報が得られることです。

* 労働力率

労働力率（労働力人口比率）とは、15歳以
上の人口に占める労働力人口の割合を意味し
ます。15歳以上の各年齢階級別人口に占める
当該年齢階級別労働人口の割合が年齢階級別
労働力率です。

[わ]

* ワーク・ライフ・バランス

（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生
活、個人の自己啓発など、様々な活動につい
て、自ら希望するバランスで展開できる状態
のこと。

このことは、「仕事の充実」と「仕事以外
の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性
に富んだ活力ある社会を創出する基盤として
極めて重要です。

《 法 令 関 係 》

1 男女共同参画社会基本法

(1) 概 要

平成11年6月23日に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会をつかっていくための5本の柱（基本理念）を掲げました。そして、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）を定めています。

○ 基本理念－男女共同参画社会をつかっていくための5本の柱

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

○ 国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのために施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

(2) 条文

目次

前文

第1章総則（第1条—第12条）

第2章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 の法律は、公布の日から施行する。(以下略)

2 富山県男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第13条—第19条）
- 第3章 富山県男女共同参画審議会（第20条・第21条）
- 第4章 財政措置等（第22条—第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し）

第4条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

（政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画）

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と社会における活動の両立）

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（男女の生涯にわたる健康の確保）

第7条 男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康（身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。）であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女の人権侵害の防止)

第12条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)、その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第13条 知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画推進施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第14条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員制度)

第15条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。

(拠点施設の設置)

第16条 県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

(県民及び事業者の申出)

第17条 知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

(調査研究)

第18条 県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援等)

第19条 県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

第3章 富山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第4章 財政措置等

(財政上の措置等)

第22条 県は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

<年表>
世界・国・富山県の動き

年	世界	国	富山県
1945(昭和20)	◆「国際連合憲章」採択 ◆「国際連合(国連)」発足		
1946(昭和21)	◆国連「婦人の地位委員会」発足	◆日本初の婦人参政権行使 ◆「日本国憲法」公布(昭和22年施行)	
1948(昭和23)	◆「世界人権宣言」採択		
1967(昭和42)	◆「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975(昭和50)	◆国際婦人年 ◆国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	◆婦人問題企画推進本部設置 ◆婦人問題企画推進会議開催	
1976(昭和51)	◆国連婦人の十年(～1985)		
1977(昭和52)		◆「国内行動計画」策定	
1979(昭和54)	◆「女子差別撤廃条約」採択		
1980(昭和55)	◆「『国連婦人の十年』中間年世界会議」(第2回世界女性会議)開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		◆機構改革により、青少年課から婦人青少年課に名称変更、婦人係設置 ◆「富山県婦人問題懇話会」設置
1981(昭和56)			◆「婦人の明日をひらく富山県行動計画」策定
1985(昭和60)	◆「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」(第3回世界女性会議)開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ◆「女子差別撤廃条約」批准	
1987(昭和62)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	◆「21世紀をめざすとやま女性プラン」策定
1990(平成2)	◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991(平成3)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ◆「育児休業法」公布(平成4年施行)	◆「富山県女性問題懇話会」設置
1992(平成4)		◆初代婦人問題担当大臣の設置	◆「新とやま女性プラン」策定
1993(平成5)	◆第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994(平成6)		◆男女共同参画室設置 ◆男女共同参画審議会設置(政令) ◆男女共同参画推進本部設置	◆機構改革により、婦人青少年課から女性青少年課に名称変更
1995(平成7)	◆第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	◆介護休業制度の法制化	
1996(平成8)		◆「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997(平成9)		◆男女共同参画審議会設置(法律) ◆「男女雇用機会均等法」改正(平成11年施行) ◆「介護保険法」公布(平成12年施行)	◆「富山県男女共同参画懇話会」設置 ◆「とやま男女共同参画プラン」策定 ◆女性総合センター(現:県民共生センター「サンフォルテ」)開館
1999(平成11)		◆「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000(平成12)	◆国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001(平成13)		◆男女共同参画会議設置 ◆男女共同参画局設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	◆「富山県男女共同参画推進条例」公布、施行 ◆「富山県男女共同参画審議会」設置 ◆「富山県民男女共同参画計画」策定
2002(平成14)			◆機構改革により、女性青少年課が再編され、男女参画・ボランティア課を設置

年	世 界	国	富 山 県
2003(平成15)		◆「次世代育成支援対策推進法」 公布、施行 ◆「少子化社会対策基本法」 公布、施行	
2004(平成16)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 改正、施行	
2005(平成17)	◆第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画(第2次)」 閣議決定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」 策定	
2006(平成18)			◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007(平成19)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 改正(平成20年施行) ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◆「富山県民男女共同参画計画(第2次)」策定
2008(平成20)		◆「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部決定 ◆「次世代育成支援対策推進法」 改正(平成21年施行)	
2009(平成21)			◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010(平成22)	◆第54回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+15」記念会合) (ニューヨーク)	◆「第3次男女共同参画基本計画」 閣議決定	
2012(平成24)			◆「富山県民男女共同参画計画(第3次)」策定
2013(平成25)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014(平成26)		◆すべての女性が輝く社会づくり本部設置	◆機構改革により、男女参画・ボランティア課から男女参画・県民協働課に名称変更
2015(平成27)	◆第59回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+20」記念会合) (ニューヨーク)	◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 (平成28年完全施行) ◆「第4次男女共同参画基本計画」 閣議決定	
2016(平成28)			◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定
2017(平成29)			◆機構改革により、男女参画・県民協働課、地方創生推進室、労働雇用課を再編した少子化対策・県民活躍課が設置され、総合政策局所属となる
2018(平成30)		◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 (令和2年施行)	◆「富山県民男女共同参画計画(第4次)」策定
2019年(令和元)		◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 (令和2年一部、令和4年完全施行)	
2020年(令和2)	◆新型コロナウイルスの世界的蔓延	◆「第5次男女共同参画計画」 閣議決定	
2021年(令和3)		◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正、施行	◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)策定」 ◆機構改革により、総合政策局少子化対策・県民生活課から知事政策局働き方改革・女性活躍推進室女性活躍推進課となる。
2022年(令和4)			◆「富山県女性活躍推進戦略」の策定

地域における男女共同参画推進BOOK

令和4年5月発行

企画・発行 富山県 知事政策局働き方改革・女性活躍推進室
女性活躍推進課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL:076-444-3257 / FAX:076-444-3479